

鳥取県能力開発支援補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (補助事業を開始する1か月前まで)

○本補助金を活用するためには、鳥取県人材育成プラン作成支援補助金を活用して人材育成プランを作成している必要があります。

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参、もしくは「とっとり電子申請サービス」により提出してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

○交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

○事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了(交付決定を受けた年度の2月末日まで)

○「事業の完了」とは、交付決定を受けた事業内容(補助対象経費の支払いを含む)が完了したことを指します。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

6. 補助金の支払い

○実績報告書が提出されましたら、県が報告書内容を確認、証憑書類等の検査を行った上で、補助金額を確定し、支払い手続きを行います。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 本庁舎7階
電話:0857-26-7224 ファクシミリ:0857-26-8169
E-mail:sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp